

デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業

2 事業目的

東日本大震災から10年が経過し、被災地は復旧から復興・創生という新たなステージに移行しつつあるが、東北全体の人口が900万人を切るなど、急速な人口減少や高齢化といった全国的な課題が東北において特に顕著に現れており、地域を担う人材の不足や中小企業の活性化など、多くの課題を抱えている。

本市では、地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大に向けた取り組みを進めてきた。インバウンドに重点を置いた観光プロモーションにより、2019年には東北の外国人延べ宿泊者数が150万人泊を突破するなど順調に推移していたが、コロナ禍での宿泊者数の大きな減少は、地域経済に大きな打撃を与えており、新しい生活様式に対応した新たなプロモーションに取り組む必要がある。

そこで本事業では、新たな観光プロモーションの手法として、自宅に居ながら地域や人、特産品など多様な魅力を体験することができるオンラインツアーを実施することで、地場製品の消費拡大を目指すとともに、東北のファンを創出し、交流人口の拡大を図る。また、オンラインツアーと連動して現地を訪問するバスツアーを開催し、東北への誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

4 業務内容

別紙「デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 仙台市内に本店または支店（支社）があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

なお、本委託業務は旅行者に限定するものではないが、ツアー実施に係る業務については、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者が行うこととして企画提案を行うこと。

- (4) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）。

第 3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 3 年 4 月 28 日（水） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和 3 年 5 月 10 日（月） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和 3 年 5 月 11 日（火） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和 3 年 5 月 18 日（火） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 3 年 5 月 25 日（火） |
| (6) 企画提案書の選考（※書面審査） | 令和 3 年 5 月 31 日（月） |
| (7) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査） | 令和 3 年 6 月 2 日（水） |
| (8) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和 3 年 6 月 3 日（木） |
| (9) 契約締結及び業務開始 | 令和 3 年 6 月上旬 |

※ 書面審査は、提案事業者が多数の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、オンラインによる実施を予定。

第 4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和 3 年 5 月 10 日（月） 15:00 まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第 1 号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和 3 年 5 月 11 日（火）に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
- ② 類似業務受注実績（様式第3号） 7部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部
 - ※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(2) 提出期限

令和3年5月18日（火） 15:00まで

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第4号） 1部
- ② 企画提案書 7部
 - （任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む）

(2) 提出期限

令和3年5月25日（火） 12:00まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

- ①業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ②業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ①ツアープログラム造成に向けた調査・分析・情報収集
 - ・プログラム造成に向けた調査・分析の方法を具体的に記載すること
 - ・地域資源の情報収集について具体的に記載すること
- ②ツアープログラムの企画・造成及び販売
 - ・プログラム造成の方針やプログラムの内容、想定本数について具体的に記載すること
 - ・造成したツアープログラムの販売方法について具体的に記載すること
- ③プロモーション及びブランディング
 - ・認知向上及び販売促進に向けたプロモーションの手法について具体的に記載すること
 - ・本事業のブランディングの方針や手法について具体的に記載すること
- ④オンライン観光ネットワークの形成及び人材育成
 - ・ネットワーク形成の方針や手法について具体的に記載すること
 - ・研修会の方針や内容について具体的に記載すること
- ⑤独自提案
 - ・その他、オンライン観光等推進に係る独自提案について具体的に記載すること
- ⑥実施結果の分析及び報告書の作成
 - ・実施結果分析の方針や手法について具体的に記載すること

(6) 事業の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

- ①本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- ②上記業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階

仙台市文化観光局東北連携推進室 荘司・金田

電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和3年6月2日（水） 13:30から（予定）

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）

- ① 事業の理解度
- ② 業務遂行能力

(2) ツアープログラム造成に向けた調査・分析・情報収集（配点10点）

- ① プログラム造成に向けた調査・分析の方法
- ② 地域資源の情報収集

(3) ツアープログラムの企画・造成及び販売（配点15点）

- ① プログラム造成の方針・内容・想定本数
- ② プログラムの販売方法

(4) プロモーション及びブランディング（配点25点）

- ① 認知向上及び販売促進に向けたプロモーションの手法
- ② ブランディングの方針・手法

(5) オンライン観光ネットワークの形成及び人材育成 (配点 10 点)

- ① ネットワーク形成の方針・手法
- ② 研修会の方針・内容

(6) 独自提案 (配点 10 点)

- ① その他オンライン観光等推進に係る独自提案

(7) 実施結果の分析 (配点 10 点)

- ① 実施結果分析の方針や手法

(8) 業務の実施体制 (配点 10 点)

- ① 実施体制及び実績
- ② 事業費の妥当性

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

15,800,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 その他

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。